

平成 19 年分 所得税の改正のあらまし

税 務 署

I 平成 19 年分所得税の主な改正事項	1 ページ
II 平成 18 年度の改正事項のうち、平成 19 年分の所得税から適用される主なもの	10 ページ
III 平成 19 年度の改正事項のうち、平成 20 年分の所得税から適用される主なもの	12 ページ
○ この説明書において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示します。	
所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
平成 19 年所法等改正法附則	所得税法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 6 号) 附則
平成 19 年改正所令附則	所得税法施行令の一部を改正する政令 (平成 19 年政令第 82 号) 附則
平成 19 年改正措令附則	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成 19 年政令第 92 号) 附則
平成 19 年改正所規附則	所得税法施行規則の一部を改正する省令 (平成 19 年省令第 12 号) 附則
旧負担軽減措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号) による廃止前の 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律
旧所法	所得税法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 6 号) による改正前の所得税法
旧措法	所得税法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 6 号) による改正前の租税特別措置法
平成 18 年所法等改正等法	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号)
平成 18 年所法等改正等法附則	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号) 附則
実特法	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
震災特法	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
平成 19 年改正耐用年数省令附則	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 (平成 19 年省令第 21 号) 附則

- この説明書は、平成19年4月1日現在の平成19年分の所得税関係の税制改正のあらましについて説明したものです。
- 各改正事項については、別段の記載があるものを除き、平成19年4月1日から施行されています。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署におたずねください。
- 国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では税に関する情報等や税金に関してよくあるご質問に対する情報提供を行っています。

I 平成19年分所得税の主な改正事項

1 減価償却制度の改正 (所令 120 ほか)

(1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

- ① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額(取得価額の 95%相当額)及び残存価額が廃止され、「新たな償却の方法」(後記(2)参照)により耐用年数経過時点において 1 円まで償却することとされました(所令 120 の 2 ①、134①二)。
- ② 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額(以下「不動産所得等の金額」といいます。)の計算上必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後 5 年間で 1 円まで均等償却することとされました(所令 134②)。
《適用時期》
この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12②)。
- ③ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却費の額の計算において適用される「定額法の償却率」及び「定率法の償却率」等が定められました(耐用年数省令別表十)。
- ④ フラットパネルディスプレイ製造設備など一定の設備について、法定耐用年数の見直し(短縮)が行われました(耐用年数省令別表二)。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年分以後の所得税について適用されます(平成 19 年改正耐用年数省令附則④)。

(2) 新たな償却の方法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産の償却の方法については、次のとおりとされました(所令 120 の 2)。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の方法については、改正前の計算の仕組みが維持されつつ、その名称が、定額法は「旧定額法」に、定率法は「旧定率法」等に改められました(所令 120)。

イ (新たな)定額法

新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費の額が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入します(所令 120 の 2 ①一)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記(1)①参照)。

ロ (新たな)定率法

① 新たな定率法は、減価償却資産の取得価額(2 年目以後の年分にあつては、減価償却資産の取得価額から既に償却費の額として各年分の不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を控除した金額(以下「未償却残高」といいます。))に、その償却費の額が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「調整前償却額」といいます。)を、各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入します(所令 120 の 2 ①二ロ)。

② また、この調整前償却額が当該減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額(以下「償却保証額」といいます。)に満たない場合には、最初にその満たないこととなる年の期首未償却残高を「改定取得価額」として、その改定取得価額に、その償却費の額がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数省令別表十)を乗じて計算した金額をその後の各年分の償却費の額として償却し、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入します(所令 120 の 2 ①二ロ、②一、二)。

なお、耐用年数経過時点において 1 円まで償却します(前記(1)①参照)。

(3) 資本的支出について、次の措置が講じられました(所令 127)。

① 資本的支出は、その支出の対象となった減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとすることとされました。

② 改正後の定率法を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において当該減価償却資産の取得価額(既に償却費としてその支出した年までの各年において必要経費に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額。②において「取得価額等」といいます。)と当該資本的支出により取得した減価償却資産の取得価額等との合計額をその取得価額とする一の減価償却資産を取得したこととすることができる等の措置が講じられました。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合について適用されます(平成 19 年改正所令附則 12①)。

2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設等(措法 41)

(1) 居住者が、住宅の取得等をして平成 19 年又は平成 20 年にその者の居住の用に供した場合の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(以下「住宅借入金等特別控除」といいます。)の控除額に係る特例が創設されました(措法 41③④)。

この特例は、特例創設前の住宅借入金等特別控除との選択適用とされ、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、各年の控除率については、次のとおりです(選択適用となる特例創設前の制度は〔〕書き)。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	各年の控除率
平成 19 年	15 年間	2,500 万円以下の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年目から10年目まで 0.6% ・ 11年目から15年目まで 0.4%
平成 20 年	〔10 年間〕	2,000 万円以下の部分	<ul style="list-style-type: none"> 〔 ・ 1 年目から6 年目まで 1% 〕 〔 ・ 7 年目から10年目まで 0.5% 〕

(2) 住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築等の範囲に一定のバリアフリー改修工事が加えられました(措令 26⑨五、平成 19 年国土交通省告示第 407 号)。

※1 「一定のバリアフリー改修工事」とは、次に該当する工事をいいます。

- ① 廊下の拡幅 ② 階段の勾配の緩和 ③ 浴室改良 ④ 便所改良
 ⑤ 手すりの設置 ⑥ 屋内の段差の解消 ⑦ 引き戸への取替え工事 ⑧ 床表面の滑り止め化

※2 この控除の適用に当たっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する証明書が必要です。

《適用時期》

この改正は、増改築等をした家屋を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合について適用されます(平成 19 年改正措令附則 21)。

3 特定の増改築等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例の創設(措法 41 の 3 の 2)

一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、一定のバリアフリー改修工事(その工事費用(補助金等をもって充てる部分を除きます。以下「特定増改築等の費用の額」といいます。))の合計額が 30 万円を超えるものに限り、)を含む増改築等を行った場合において、その家屋を平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の 1,000 万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除(以下「特定増改築等住宅借入金等特別控除」といいます。)することとされました。

この特例の、控除期間は 5 年間、控除率については、次のとおりです。

なお、一定の要件を満たす場合には、住宅借入金等特別控除との選択により適用することができます。

- イ 特定増改築等の費用の額に相当する住宅借入金等の年末残高の合計額(200 万円を限度) … 2%
 ロ イ以外の住宅借入金等の年末残高の合計額(イとロの合計で 1,000 万円を限度) … 1%

※1 「一定の居住者」とは、次のいずれかに該当する居住者です。

- ① 年齢が 50 歳以上の者
 ② 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている者
 ③ 障害者である者
 ④ 上記②若しくは③に該当する者又は 65 歳以上の者である親族と同居を常況とする者

※2 「一定のバリアフリー改修工事」とは、前記 2(2)と同様です。

※3 この控除の適用に当たっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築基準法に規定する指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する証明書が必要です。

4 寄付金控除の改正(所法 78、措法 41 の 18、措法 41 の 18 の 2)

(1) 寄付金控除及び政党等寄付金特別控除の控除対象限度額が総所得金額等の 100 分の 40(改正前 100 分の 30)相当額に引き上げられました。

(2) 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に住所等を有する一定の個人が、同法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対し、一定の寄付金を支出した場合には、当該寄付金は所得税法上の特定寄付金とみなすこととされました。

5 信託法の改正に伴う所要の整備(所法 6 の 3、67 の 3 ほか)

信託に係る税制について、次のとおり整備されました。

- (1) 合同運用信託の範囲から委託者が実質的に多数でない信託を除外することとされました（所法 2）。
- (2) 委託者がその有する資産を法人課税信託（受益者が存しない信託に限ります。）に信託した場合には、その受託法人に対する贈与による資産移転があったものとみなす等法人課税信託の受託法人等に対する所要の整備を行うこととされました（所法 6 の 3）。
- (3) 信託（集団投資信託、退職年金等信託及び法人課税信託を除きます。(6)において同じ。）の受益者は信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなして、所得税法を適用するとともに、受益者とみなされる者が定められました（所法 13）。
- (4) 居住者が受益者の存しない信託の受益者となった場合には、その受益者がその受託法人の信託財産に属する資産等の引継ぎを受けたものとし、その引継ぎにより生じた収益の額は、その受益者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない等の所要の整備が行われました（所法 67 の 3 ①②）。
- (5) 信託の委託者がその有する資産を信託した場合において、適正な対価を負担せずに受益者等となる者（法人に限ります。）があるときは、その受益者等に対して贈与により資産の移転が行われたものとする等信託の委託者等に対する所要の整備が行われました（所法 67 の 3 ③～⑥）。
- (6) 信託の受益者等の、その信託に係る不動産所得の損失は、生じなかったものとみなして、損益通算等が制限されることとされました（措法 41 の 4 の 2）。

《適用時期》

上記(1)から(6)までの改正は、原則として、信託法の施行日以後に効力が生ずる信託について適用されま
す（平成 19 年所法等改正法附則 3、5、6、14、84）。

- (7) 受益証券発行信託について、受益者が支払を受ける収益の分配については配当所得として、また、受益権の譲渡による所得は株式等に係る譲渡所得等として、それぞれ所得税を課税するとともに、収益の分配及び受益証券の譲渡対価に関する受益者の告知制度及び支払調書制度の整備が行われました（所法 24、措法 37 の 10 ほか）。

《適用時期》

この改正は、信託法の施行日以後に支払を受けるべき配当等又は信託法の施行日以後に行われる受益権の譲渡について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 8、17、23、24）。

- (8) 投資信託又は特定受益証券発行信託について信託の終了又は信託契約の一部の解約により分配される収益に係る配当所得の収入金額が定められました（所令 59）。

《適用時期》

この改正は、信託法の施行日以後の信託の終了又は信託契約の一部の解約について適用されます（平成 19 年改正所令附則 6）。

- (9) 投資信託の併合又は特定受益証券発行信託の併合若しくは分割により取得した信託の受益権の取得価額の計算方法等の整備が行われました（所令 112、113）。

《適用時期》

この改正は、信託法の施行日以後に信託の併合又は分割が生ずる場合について適用されます（平成 19 年改正所令附則 11）。

- (10) 信託の計算書について、その記載事項として受益者指定権等を有する者に関する事項、信託財産に属する資産及び負債の明細を追加する等の整備が行われました（所法 227、所規 96、所規別表七(一)）。

《適用時期》

この改正は、信託会社にあつては信託法の施行日以後に開始する事業年度に係る計算書について、信託会社以外の受託者にあつては平成 21 年 1 月 1 日以後に提出する計算書について適用されます（平成 19 年改正所規附則 7）。

※ 信託税制の改正について説明した「平成 19 年度信託税制の改正のあらまし」を、国税庁ホームページで提供しています（税務署にも用意しています。）。

6 納税環境の整備

(1) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除の創設（措法41の19の3）

電子証明書を有する個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して、その年の翌年の1月4日（平成20年分の場合は1月5日）から3月15日までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行う場合には、一定の要件の下、その年分の所得税の額から5千円（その年分の所得税の額を限度とします。）を控除することとされました。

なお、平成19年分にこの控除の適用を受けた場合には、平成20年分において適用を受けることはできないこととされています。

《適用時期》

この改正は、平成20年1月4日以後に、e-Taxを使用して所得税の確定申告書の提出を行う場合について適用されます。なお、出国のため、平成19年分の所得税につき同日前にe-Taxを使用して確定申告書の提出を行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、この控除の適用を受けることができます（平成19年所法等改正法附則86）。

(2) 税務手続の電子化促進措置

① 電子申告における第三者作成書類の添付省略

所得税の確定申告書の提出がe-Taxを使用して行われる場合において、次に掲げる第三者作成書類については、提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することができることとされました。この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その入力内容の確認のために当該書類を提出又は提示させることができ、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示をしたことにはならないものとされました（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5③④、平成19年国税庁告示第7号、第8号）。

- イ 医療費につきこれを領収した者のその領収を証する書類
- ロ 社会保険料の金額を証する書類
- ハ 小規模企業共済等掛金の額を証する書類
- ニ 生命保険料の金額及び個人年金保険料の金額等を証する書類
- ホ 地震保険料の金額等を証する書類
- ヘ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ト 特定口座年間取引報告書

《適用時期》

この改正は、平成20年1月4日以後に、e-Taxを使用して平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出を行う場合について適用されます。

② 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加

源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲に、次の書類が追加されました（所法225、226、231）。

- イ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ロ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ハ 退職所得又は公的年金等の源泉徴収票
- ニ 退職手当等又は公的年金等の支払明細書

《適用時期》

この改正は、平成20年1月1日以後に交付するこれらの書類について適用されます（平成19年所法等改正法附則26、27、31）。

③ 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の支払を受ける居住者は、税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し、次に掲げる書類について、書面による提出に代えて

その書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました（所法 198、203、203 の 5）。

- イ 給与所得者の扶養控除等申告書
- ロ 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ハ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ニ 給与所得者の保険料控除申告書
- ホ 退職所得の受給に関する申告書
- ヘ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) これらの申告書に添付すべき証明書類等については、従前のおり書面による提出が必要となります。

《適用時期》

この改正は、給与等の支払をする者が所轄税務署長に対し承認を受けるための申請書を平成 19 年 7 月 1 日以後に提出し、受給者がその税務署長の承認を受けている給与等の支払をする者に対し同日以後に上記の申告書を提出する場合について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 21、平成 19 年改正所令附則 19）。

④ 電子署名の省略

e-Tax により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書について、その電子署名が次に掲げる者に係るものである場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされました（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令 5①、平成 18 年国税庁告示第 32 号）。

- イ 源泉所得税の徴収高計算書の送信を行う者
- ロ 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって e-Tax により申請等を行う場合のその依頼者

なお、平成 20 年 1 月 4 日から税務署等の端末を使用して e-Tax により申請等を行う者について、電子署名の省略に係る措置が適用されることとされています（平成 19 年 1 月 19 日閣議決定）。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 1 月 4 日以後に e-Tax により申請等を行う場合について適用されています。

⑤ 電子申請等証明制度の創設

税務署長等は、e-Tax を使用して税務署長等に対する申請等が行われた場合において、その申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者がいるときは、これを交付しなければならないこととされました（措法 97）。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年 1 月 4 日以後に行う請求について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 1）。

7 その他の主な改正事項

＜事業所得等関係＞

（減価償却等関係）

(1) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 4）について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長されました。

- ① 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者で一定のものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置が対象に加えられました。
- ② 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に係る措置及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の中小企業者に係る措置が廃止されました。

- ③ 飲食店業に係る措置について、その対象を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する振興計画について認定を受けた一定の中小企業者が取得等をする当該振興計画に定める一定の器具備品に限るものとされました。
- (2) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5）について、その適用期限が 5 年延長されました。
- (3) 地震防災対策用資産の特別償却（措法 11 の 2）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (4) 事業革新設備の特別償却（措法 11 の 3）について、次のとおり見直しが行われた上、その適用期限が 2 年延長されました。
- ① 改正後の産業活力再生特別措置法に規定する特定事業革新設備又は同法に規定する認定技術活用事業革新計画若しくは認定経営資源融合計画に記載された事業革新設備について、償却割合を 100 分の 30 とし対象に加えられました。
- ② 認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画、認定経営資源再活用計画及び認定事業革新設備導入計画に記載された事業革新設備（特定事業革新設備を除きます。）の償却割合が 100 分の 20（改正前 100 分の 40、100 分の 30 又は 100 分の 24）に引き下げられました。
- (5) 特定電気通信設備等の特別償却（措法 11 の 4）について、高度テレビジョン放送制作等利便性充実設備に係る償却割合（改正前 100 分の 15）がその取得等をした期間に応じ次のとおり引き下げられるとともに、その適用期限が 3 年延長されました。
- イ 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の取得等 100 分の 15
- ロ 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の取得等 100 分の 13
- ハ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間の取得等 100 分の 10
- (6) 集積区域における集積産業用資産の特別償却（措法 11 の 5）として、青色申告書を提出する個人が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する同意基本計画に定められた集積区域内において、同法の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に、同法の承認を受けた企業立地計画に定められた一定の機械装置及び工場用の建物等の取得等をして、当該集積区域内において指定集積事業の用に供した場合には、その取得価額の 100 分の 15（建物等については、100 分の 8）相当額の特別償却ができることとされました。
- (7) 商業施設等の特別償却（旧措法 11 の 5）及び製造過程管理高度化設備等の特別償却（旧措法 11 の 6）が廃止されました。
- (8) 再商品化設備等の特別償却（措法 11 の 6）について、対象となる生物資源利用製品製造設備の範囲に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載された製造関連設備が加えられました。
- (9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法 12）のうち、過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合が 100 分の 10（改正前 100 分の 11）に、建物等に係る償却割合が 100 分の 6（改正前 100 分の 7）にそれぞれ引き下げられた上、当該制度、半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度及び離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却制度が統合されました。
- (10) 医療用機器等の特別償却（措法 12 の 2）について、救急医療用機器に係る償却割合の上乗せ措置が廃止され、その適用期限が 2 年延長されました。
- (11) 特定医療用建物の割増償却等（旧措法 12 の 3）について、特定医療用建物の割増償却に係る措置が廃止され、建替え病院用等建物の特別償却（措法 12 の 3）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (12) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法 13）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (13) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却（措法 13 の 2）について、その適用期限が 5 年延長されました。
- (14) 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却（旧措法 13 の 3）が廃止されました。

- (15) 優良賃貸住宅等の割増償却（措法 14）について、改良優良賃貸住宅に係る措置が廃止されるとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置における割増率が耐用年数 35 年以上であるものにあつては 100 分の 40（改正前 100 分の 50）に、耐用年数 35 年未満であるものにあつては 100 分の 28（改正前 100 分の 36）にそれぞれ引き下げられた上、その適用期限が 2 年延長されました。
- (16) 特定再開発建築物等の割増償却（措法 14 の 2）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (17) 倉庫用建物等の割増償却（措法 15）について、その適用期限が 2 年延長されました。

（準備金その他関係）

- (1) 特定災害防止準備金（措法 20 の 2）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (2) 探鉱準備金（措法 22）について、その適用期限が 3 年延長されました。
- (3) 農業経営基盤強化準備金（措法 24 の 2）及び農用地等を取得した場合の課税の特例（措法 24 の 3）の創設
 - ① 青色申告書を提出する認定農業者が、平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に規定する交付金等の交付を受けた場合において、認定計画等の定めるところに従って農業経営基盤強化に要する費用に充てるため一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（措法 24 の 2①）。

なお、この準備金については、その積み立てられた年の翌年 1 月 1 日から 5 年を経過したものがある場合には、その 5 年を経過した日の属する年分において、その経過した準備金の金額を総収入金額に算入します（措法 24 の 2②）。
 - ② 上記①の農業経営基盤強化準備金の金額を有する個人が、認定計画等の定めるところに従い、農用地等の取得等をし、事業の用に供した場合には、当該農用地等につき、一定の金額の範囲内で、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができることとされました（措法 24 の 3）。
- (4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例（措法 26）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の整備が行われました。
- (5) 山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の 2）について、その適用期限が 2 年延長されました。
- (6) たな卸資産の低価法において、原価法により評価した価額との比較に用いる価額は、たな卸資産のその年 12 月 31 日における価額とすることとされました（所令 99）。
- (7) 繰延資産について、試験研究費を除外する等の整備を行うこととされました（所令 7）。

<土地等の譲渡所得関係>

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等（措法 31 の 2）について、次の措置が講じられました。
 - ① 適用対象に、都市開発事業者等の用に供される土地の供給等の業務を行う一定の都市再生整備推進法人に対する当該業務を行うために直接必要な土地等の譲渡が加えられました。
 - ② 適用対象に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限り、）に従って建築物の建替えの事業を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で一定のものが加えられました。
- (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除（措法 34 の 2）について、次の措置が講じられました。
 - ① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が 2 年延長されました。
 - ② 適用対象に、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人が行う都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために当該都市再生整備計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が加えられました。
 - ③ 適用対象に、土地等につき高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する土地区画整理事業が施行された場合に、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分

の譲渡があったときが加えられました。

(3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（旧措法 36 の 2～36 の 5）について、買換え（交換）により取得する家屋の床面積の上限（改正前 280 m²以下）が撤廃されるとともに、その適用期限が 3 年延長されました。

(4) 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（旧措法 36 の 2～36 の 5）について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとされました。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 3 月 31 日以前に行った譲渡資産の譲渡又は交換譲渡資産の交換については、従前のおりとされています（平成 19 年所法等改正法附則 74）。

(5) 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37）について、次の措置が講じられました。

① 適用対象に、密集市街地における防災街区の整備に関する法律の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画（一定の規模要件等を満たすものに限り。）に基づく買換えが加えられました。

② 長期所有（譲渡の日の属する年の 1 月 1 日において所有期間が 10 年を超えるもの）の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの適用期限が 2 年延長されました。

(6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法 37 の 9 の 2）について、適用対象となる事業用地の区域から首都圏整備法の既成市街地等が除外されるとともに、その適用期限が 2 年延長されました。

(7) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等（措法 41 の 5）について、その適用期限が 3 年延長されました。

(8) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等（措法 41 の 5 の 2）について、その適用期限が 3 年延長されました。

(9) 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例（措法 40 の 2）について、次の措置を講ずることとされました。

① 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限が撤廃されました。

② 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、その適用期限が 5 年延長されました。

<金融・証券関係>

(1) 株式交換に係る譲渡所得等の特例（所法 57 の 4）の対象となる株式交換の範囲に、株式交換により株式交換完全親法人から当該株式交換完全親法人の発行済株式の全部を保有する法人の株式以外の資産が交付されなかった場合の当該株式交換が加えられました。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に行われる株式交換について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 11）。

(2) 上場株式等の配当等に係る税率の特例（措法 9 の 3）について、その適用期限が 1 年延長されました。

(3) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（措法 9 の 6）について、その適用期限が 2 年延長されました。

(4) 法人の株主等がその法人の合併等により交付を受けた資産が、合併法人の株式又は合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係にある法人の株式のいずれか一方の株式のみである場合は、その交付を受けた資産（株式）については、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する対象から除外することとされました（措法 37 の 10）。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に行われる合併等について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 75）。

- (5) 上場株式等に係る譲渡所得等の税率の特例（措法 37 の 11、37 の 11 の 4）について、その適用期限が 1 年延長されました。
- (6) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例（措法 37 の 13 の 3）について、その適用期限が 2 年延長されました。

＜その他＞

- (1) 居住者又は非居住者が租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年分の総所得金額等又は国内源泉所得の金額から控除することとされました（実特法 5 の 2）。
- (2) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等の範囲に、中小企業等協同組合法に規定する共済事業を行う特定共済組合又は特定共済組合連合会の締結した一定の生命共済に係る契約が加えられました（所令 210）。
- (3) 源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬・料金等の範囲に、通訳の報酬・料金が加えられました（所令 320）。

《適用時期》

この改正は、平成 19 年 7 月 1 日以後に支払うべき通訳の報酬・料金について適用されます（平成 19 年改正所令附則 20）。

- (4) 阪神・淡路大震災に係る再建住宅等の住宅借入金等特別控除の控除額の特例について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例等の創設に伴う所要の整備が行われました（震災税特法 16）。

II 平成 18 年度の改正事項のうち、平成 19 年分の所得税から適用される主なもの

1 定率減税の廃止（平成 18 年所法等改正法等 14）

平成 18 年分をもって、定率減税が廃止されました。

2 所得税の税率の改正（所法 89、旧負担軽減措置法 4）

所得税の税率構造が次のように改められました（平成 18 年所法等改正法等附則 11）。

平成 19 年分 所得税の税額表

課税される所得金額		税率	控除額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円以上		40%	2,796,000 円

3 地震保険料控除の創設（所法 77）

損害保険料控除を改組し、居住者が、その有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接又は間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合には、その保険料等の金額の合計額（最高 5 万円）をその年分の総所得金額等から控除する地震保険料控除が創設されました。

なお、居住者が、平成 19 年以後の各年において、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等を支払った場合には、従前の長期損害保険料控除と同様の計算による金額（最高 1 万 5 千円）をその年分の総所得金額等から控除することができることとされました（上記の控除と合わせて最高 5

万円)。この場合において、当該長期損害保険契約等が上記の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当するものとされます(平成18年所法等改正等法附則10)。

4 平成19年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例(平成18年所法等改正等法附則12)

平成19年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について、次の①と②の金額のいずれか少ない金額から、平成18年分の経常的な所得に係る源泉徴収税額を控除した金額とされました。

- ① 平成18年分の経常的な所得に係る課税総所得金額につき前記2の税率構造の改正後の新税率(及び配当控除等)を適用して計算した所得税の額
- ② 平成18年分の経常的な所得に係る課税総所得金額につき前記2の税率構造の改正前の旧税率(旧負担軽減措置法第4条による最高税率の引下げが織り込まれている旧税率をいいます。)及び配当控除等を適用し、かつ、旧負担軽減措置法第6条の定率減税を適用せずに計算した所得税の額(以下「調整後所得税額」といいます。)から当該調整後所得税額の10%相当額(最高12万5千円)を控除した金額

5 給与等の支払者が給与等の支払を受ける者(従業員)の年末調整をする際に所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除がある場合には、給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」を記載することとされました(所規別表六(-))。

<参考> 税源移譲の実施

平成19年に国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(税源移譲)が実施されます。これにより、ほとんどの方が、

- ・ 所得税は平成19年分から減り
(平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2月～3月に行われる確定申告)
- ・ 住民税は平成19年度分から増える
(平成19年6月以降に納付)

こととなりますが、所得税と住民税を合わせた同一課税年度における納税額は基本的には変わりません。

(注) 景気回復のための定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

<参考> 税源移譲の実施に伴う特例措置(地方税関係)

個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

(対象：平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した方)

税源移譲の実施に伴い平成19年分以降の所得税(国税)の額が減少した場合に、住宅借入金等特別控除額が控除しきれないこととなったときへの対応として、個人住民税(地方税)の制度において、次のような措置が講じられています。

住宅借入金等特別控除の適用がある方(平成11年から平成18年までの間に入居した方に限ります。)の平成19年分以降の各年分において、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲実施前の税率を適用して算定した所得税額(住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。)のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別控除額の適用がないものとした場合の所得税額とします。)を控除した残額(0を下回る場合を除きます。)については、翌年度分の個人住民税から、その残額に相当する金額を減額できる措置が講じられています。

なお、この措置は、対象者が市区町村長(注1)に対し「市町村民税及び道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を各年度の提出期限(注2)までに提出した場合に適用することとされています。

詳しくは、最寄りの市区町村にお尋ねください。

(注1) 各年度の初日の属する年の1月1日現在における住所の市区町村長をいいます。

なお、所得税の確定申告書を提出する場合には、管轄の税務署長を経由して提出することができます。

(注2) 原則として各年度の初日の属する年の3月15日が提出期限となっています。

Ⅲ 平成 19 年度の改正事項のうち、平成 20 年分の所得税から適用される主なもの

1 リース取引について、次のとおり整備されました。

- (1) リース取引は、資産の売買取引として取り扱うこととする等所要の規定の整備がされました（所法 67 の 2）。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する契約に係るリース取引について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 13）。

- (2) リース譲渡を延払条件付販売等の範囲に含めるとともに、リース譲渡による収入金額及び費用の額はその対価の額を利息に相当する部分とそれ以外の部分とに区分して総収入金額及び必要経費に算入することとされました（所法 65）。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結する契約に係るリース譲渡による収入金額及び費用の額について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 12）。

- (3) リース取引が資産の売買取引として取り扱われることとされたことに伴い、リース税額控除制度を廃止する等所要の整備が行われました（措法 10 の 2～10 の 6、11～15）。

2 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除（措法 34）の対象となる土地等の譲渡のすべてについて、一定の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合において同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しないこととされました。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に行う土地等の譲渡について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 74）。

3 投資事業を行う組合等に関する資料情報及び源泉徴収制度が、次のとおり整備されました。

- (1) 「有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書」の対象に投資事業有限責任組合が追加され、投資事業有限責任組合の組合員に帰属する利益又は損失の額についても提出を要することとされました（所法 227 の 2）。

- (2) 業務に関連して他人のために名義人として株式等の譲渡の対価の支払を受ける者は、「名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出しなければならないこととされました（所法 228）。

- (3) 匿名組合契約等に基づく利益の分配に係る源泉徴収及び支払調書制度について、対象となる匿名組合契約等に係る組合員の人数要件（10 人以上）が撤廃され、すべての匿名組合契約等に基づく居住者又は内国法人に対する利益の分配が源泉徴収及び支払調書制度の対象とされました（所法 174、210、212、225）。

《適用時期》

これらの改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に提出する上記の計算書等及び調書並びに同日以後に支払われる匿名組合契約等に基づく利益の分配について適用されます（平成 19 年所法等改正法附則 18、19、29、30）。

4 オープン型証券投資信託の収益の分配に係る支払通知書の記載事項に、外貨建等証券投資信託に係る外貨建資産割合及び非株式割合が追加されました（所規別表五(六)）。

《適用時期》

この改正は、平成 20 年 1 月 1 日以後に交付する通知書について適用されます（平成 19 年改正所規附則 7）。